

第1章 定数・任用

○美幌・津別広域事務組合職員定数条例

〔平成3年4月1日〕
条例第2号

改正 平成11年 3月 8日条例第 2号 平成18年12月28日条例第 4号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、美幌・津別広域事務組合職員（以下「職員」という。）の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 組合事務局職員 | 1人 |
| (2) 組合消防機関職員 | 76人 |
- (委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(関連条例の廃止)

- 2 美幌・津別消防事務組合職員定数条例（昭和46年条例第6号）は、廃止する。

附 則（平成11年条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。